

平成20年10月吉日

(社) 日本サッシ協会
専務理事 横溝 茂樹

「工事進行基準」導入の方向性に関する研究報告

1、日本サッシ協会では、会員企業が工事進行基準を適用するにあたっての標準的な考え方と課題について研究するため、ビルサッシ委員会において工事進行基準検討WGを立ち上げ、平成20年5月22日より検討会を開催し、8月6日別紙の通り、『「工事進行基準」導入の方向性に関する研究報告』として纏めました。

工事契約基準検討WGを立ち上げた背景に以下の状況があります。

- 1) 企業会計基準委員会は、平成19年12月27日「工事契約に関する会計基準」と「工事契約に関する会計基準の適用指針」を公表した。
- 2) 我が国の会計基準においては、長期の請負工事の収益認識に付き工事完成基準と工事進行基準の選択的適用を認めていた。このような状況では、財務諸表の企業間の比較可能性が損なわれる。また、請負工事の完成時期に季節性があることにより完成工事基準では、四半期報告制度上で課題となる。更に、国際会計基準等では工事進行基準を適用しており、会計基準の国際的な収斂が進む中、日本も国際会計基準との調和を図る必要がある。以上を踏まえて会計基準が公表された。

2、研究結果を踏まえ、今後日本サッシ協会の中核会員は

- 1) 工事進行基準の適用については、最終的には各社で担当する会計士（監査法人等）との協議により、対応を決定し、新年度より運用開始を目指す予定です。
- 2) 工事進行基準の適用に際しては、本工事及び追加・増減精算での注文書の早期受領活動が重要になり、ビルサッシ委員会で進めている支部・地区契約適正化推進活動（注文書の受領状況、注文書内容の適正状況、増減精算・変更・追加精算分成約状況の100%達成活動）の強化が必要であり、今後ビルサッシ委員会において具体的な強化実施策を検討し、上記運用開始の新年度より全国で展開する予定です。

3、一方、工事進行基準の適用にあたり、発注元である元請業者（総合工事業者）での理解と適用していただくことが必要なことから、今後建設業団体への説明と対応への要請を行う予定です。

以上

「工事進行基準」導入の方向性に関する研究報告

1. 背景と研究目的

この度、企業会計基準委員会(ASBJ)から、「工事契約に関する会計基準」及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」が公表された。(平成19年12月27日)これによると、工事契約に関する収益の認識を、今までの工事進行基準・工事完成基準の選択制から、原則、工事進行基準を採用する事に変更された。(社)日本サッシ協会では、会員企業が工事進行基準を適用するにあたっての標準的な方法と課題を研究することとした。

尚、会計基準そのものは法律ではないが、以下のとおり事実上法体系の中に組み込まれている。

①金融商品取引法(上場企業とそれに類する企業を対象)

金融商品取引法の規定により作成される財務諸表は、財務諸表規則(内閣府令)に従う。又、これに定めない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従う。(財務諸表等規則第1条第1項)
企業会計審議会により公表された会計基準は、一般に公正妥当と認められる企業会計基準に該当し(同条2項)、企業会計基準委員会(ASBJ)により公表された会計基準についても、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当する旨が、金融庁通達により示されている。

②会社法(上記以外の企業対象)

株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする(第431条)。

2. 「工事契約に関する会計基準」概要

(1)工事契約の範囲

仕事の完成に対して対価が支払われる請負契約のうち、土木、建築、造船や一定の機械装置の製造等、基本的な仕様や作業内容を顧客の指図に基づいて行うもの

(2)工事契約に係る認識の単位

工事契約において当事者間で合意された実質的な取引の単位

(3)工事契約に係る認識基準

工事契約に関して、工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を適用し、この要件を満たさない場合(※)には工事完成基準を適用する。成果の確実性が認められるためには①工事収益総額、②工事原価総額、③決算日における工事進捗度の各要素について、信頼性をもって見積ることができなければならない。

① 工事収益総額	× ③ 工事進捗度	= 売上高
② 工事原価総額		= 売上原価

【適用要件】

上記①②③を信頼性を持って見積りできること

※工事進行基準の導入は、あくまでも工事が進捗中の場合において、成果の確実性が認められるものへの対応であり、成果の確実性が認められるもの以外への対応は、従来通り「工事完成基準」による収益の認識が認められている。

(4) 工事進行基準の会計処理

工事進行基準を適用する場合には、工事収益総額、工事原価総額および決算日における工事進捗度を合理的に見積り、これに応じて当期の工事収益および工事原価を損益計算書に計上する。

① 決算日における工事進捗度の見積方法

原価比例法等の、工事契約における施工者の履行義務全体との対比において、決算日における当該工事の履行の割合を合理的に反映する方法を用いて見積る。

② 見積りの変更

工事収益総額、工事原価総額または決算日における工事進捗度の見積りの変更された場合は、その見積りの変更が行われた期に、その影響額を損益として処理する。

③ 工事進行基準の適用により計上される未収入額

工事進行基準を適用した結果、工事の進行途上において計上される未収入額については、金銭債権として取り扱う。

(5) 適用時期等

平成21年4月1日以後開始する事業年度から適用するが、本会計基準公表日以後、平成21年3月31日以前に開始する事業年度から適用することができる。

3. 研究結果

テーマ	あるべき姿	ポイント		課題
1. 対象工事の範囲について	四半期決算の開示要件に耐え得る工事物件を選定すること ⇒工期がごく短いものは除く	工事種別	据付等軽微な工事は対象外	
		金額基準	各社重要性を判断する(9割程度カバー)	
2. 工事収益総額の見積りについて	仕様変更・員数変更都度、注文書を取得し、工事契約における対価の定めを明確にすること。 (対価の定めには、契約額、決済条件、決済方法を含む)	契約時点	注文書・代用書類で信頼性を担保する	協会契約適正化推進部会および会員各位における ①追加、精算契約の早期取得活動 ②先行作図物件の撲滅活動
		作図承諾時点(仕様確定)	都度精算書を提出し、契約書類の取得を早期化する	
		増減精算時点(商品仕様以外のコスト変更)	都度精算書を提出し、契約書類の取得を早期化する	
3. 工事原価総額の見積りについて	契約書に対応した確定仕様に基づく原価総額を正しく見積もること	原価総額	適正なタイミングで原価総額を見積もる(仕様確定時点)	
		原価の範囲	「原価算入費用項目事例」を参考に選定する	
4. 工事進捗度の把握	合理的な基準により工事進捗度を把握すること	工事進捗度の計算方法の選定	原価比例法、施工面積比率法のどちらかを選択	

※原価算入費用項目事例

設計費用	施工代
施工管理費用	シール費用
紹介手数料	現場清掃代
パテント	運搬費
建築図面代(ゼネコン販売)	揚重費
残材処理費	モックアップ代
駐車場代	補修費(工事完了まで)
安全衛生協力会費	現場対応試験費用
製品代	騒音測定費用

但し、原価の算入に当たっては「法人税基本通達2-2-5」に留意すること。

4. 研究結果をふまえて

- (1) 工事進行基準の適用については、最終的には各社で担当する会計士(監査法人等)との協議により、対応を決定する。
- (2) 工事進行基準の適用に際しては、注文書受領、追加・精算の早期受領の活動がより重要になり、(社)日本サッシ協会 契約適正化推進部会および会員各社の活動の強化が必要である。

今回の研究において、(財)建設業振興基金 業務第二部調査役
明海大学不動産学部講師 土井 直樹先生に多大なるご協力を頂戴いたしました。
改めて厚くお礼申し上げます。

参考資料: 土井先生の講演資料1、2

講演資料2の注意書き

- ① 基準の提示がH19年12月27日であるため、判例が有るわけではないので、運用にあたり、各社会計士と十分協議することが前提である
- ② 説明文の冒頭番号は「工事契約に関する会計基準」の項目番号と「工事契約に関する会計基準の適用指針」の項目番号を示す

平成20年8月
(社)日本サッシ協会
ビルサッシ委員会
「工事進行基準」導入の方向性に関する研究会